

還付金詐欺

ATMで
還付金は
もらえません!



市役所職員を名乗る人から「介護保険の還付金があるため、銀行から連絡がいく」という電話があった。その後、銀行員だという人から近くのATMに行くように指示があり、携帯電話で言われたとおりにATMで操作した。後日、不審に思って銀行に確認すると、他人の口座に約100万円を振り込んでいることが分かった。

高齢者が狙われていきます!!

「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMの操作をするように連絡することは絶対にありません。

銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。

お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターに相談しましょう。

アドバイス



消費者ホットラインにお電話を!

☎188 いやや泣き寝入り



©宮城県・旭プロダクション

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。ひとりで悩まず相談しましょう!

知っておきましょう! ~長寿に備えて~

成年後見制度とは?

認知症などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に守る制度です。成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。

法定後見制度とは?

本人の判断力が低下した際に、本人や家族等の申し立てにより、家庭裁判所が支援する人を選任する制度。

任意後見制度とは?

判断力が十分な間に、将来誰にどのような援助を依頼するかを本人があらかじめ契約で決めておく制度。
※成年後見制度については、最寄りの地域包括支援センターや社会福祉協議会などに相談できます。



訪問販売

保険金で
修理ができる?!

住宅修理の
勧誘に注意!



突然訪問してきた業者から「火災保険の保険金で屋根の修理ができるので自己負担なし」と言われて保険申請したが、保険金は工事費に満たなかったあげく、業者から高額な費用を請求された。

気をつけて!

うまい話は ありません!

電話勧誘

今よりも安い?!
電話回線や電気・ガスの
乗り換えは要注意!



大手の通信会社らしきところから電話で「料金が安くなる」と何度も勧誘された。安くなるならと契約したところ、前よりも高額な請求を受けた。契約先も知らない会社だ。

訪問販売も電話勧誘も突然やってきます。うまい話だけ一方的に聞かされたり、「今日まで」「特別だから」と契約を急がされがちです。まずは落ち着いて、業者名・担当者名・連絡先を確認して記録しましょう。そして、急いで契約せず、複数の業者から見積もりを取って比較検討したり、家族や友人に相談してみましよう。



アドバイス

何よりも、**不要な誘いはきっぱり断ることが大切です。**
心配なときはお近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

宮城県消費生活センター ☎ 022-211-3123

仙台市青葉区本町3丁目8番1号(県庁1階) **受付時間** **平日** 9時~17時 **土日** 9時~16時
(祝日・年末年始を除く。ただし、祝日が日曜日の場合は相談を受け付けます。)

県民サービスセンター **受付時間** **平日** 9時~16時

大河原	大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所県民サービスセンター	0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所県民サービスセンター	0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	0226-22-7000